平成２９年（フ）第１３８３号
横浜市緑区中山町1005番地１　ハイツサイトウ203号
債務者　高橋　清司
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４３０号
横浜市鶴見区大東町４番地４　ルイシャトレ鶴見ウエストコート103、前住所東京都練馬区高野台２丁目10番３―301号
債務者　菅原　幸恵
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４４８号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町40番地３
債務者　松原　澄子
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４６１号
横浜市保土ケ谷区川島町1228番地５　コーポ橋本101号
債務者　柴垣　和成
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４７２号
横浜市鶴見区本町通１丁目40番地　太田マンション201
債務者　浦崎富士江
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４７３号
横浜市鶴見区本町通１丁目40番地　大田アパート102
債務者　大田　孝枝（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第１５２号
千葉市稲毛区小中台町673番地　カサブランカ６号棟113号
破産者　福有　順一
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４９９号
千葉市稲毛区長沼原町666番地
破産者　大和田印刷株式会社
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２８８号
大阪府和泉市坪井町38番地、前本店所在地堺市堺区出島浜通８番１号
破産者　株式会社サンボー
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
奈良県大和高田市礒野北町６番10号
破産者　株式会社ビジョン
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１０５０号
東京都稲城市平尾１丁目29番地の７
破産者　株式会社瀧建築工房
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２８７号
東京都東久留米市東本町５番６号さくら荘104号
破産者　西藤　　明
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２８７号
新潟県燕市吉田幸町６番７号
破産者　大和金属工業株式会社
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５０号
北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字雄忠志内228番地
破産者　高橋水産株式会社
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６０号
北海道士別市下士別町45線東１号、商業登記簿上の主たる事務所北海道士別市東丘１丁目３番12号
破産者　協同組合やすら樹士別
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８号
宮城県柴田郡村田町大字沼辺字赤沼161番地の１
破産者　有限会社モリテック流通
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第１４８号
奈良県山辺郡山添村大字中之庄1909番地
破産者　株式会社上村建材店土木
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所